

欧州における知的財産の最新動向

— UP/UPC 開始と欧州委員会による各種規則案 —

Recent trend of intellectual property policy in Europe

特許庁 特許審査第一部応用光学 表示装置技術担当室長
(前：独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) デュッセルドルフ事務所 知的財産部長)



鹿戸 俊介

2001年に特許庁に入庁。審査官・審判官として土木、物理分析、アミューズメント分野の審査・審判業務を担当。併せて、先行技術調査の外注、NEDOにおける知財方針、五大特許庁及び特許制度調和、審判制度及び外部窓口、総務課広報室長を担当。2021年からJETRO デュッセルドルフにて、特許庁の欧州窓口として欧州の知財分野における日本企業支援、欧州の知財機関との窓口、欧州の最新の知財動向調査などを行った後、帰任し現職。

✉ shikato-syunsuke@jpo.go.jp

1 はじめに

前回の記事を執筆する機会を頂いた後の欧州における知財に関する話題は、主に、①欧州単一特許制度 (UP・UPC) の開始、②欧州委員会による知財に関する一連の規則案の採択が大きなものであった。そのため、これらの概要等を報告させていただく。

なお、本稿は、筆者の個人の責任において執筆されたものであり、JETRO 及び日本国特許庁 (JPO) の見解を示すものではない。

2 欧州単一特許制度について

長い議論を経て、2023年6月1日に欧州単一特許制度が開始され、欧州特許庁 (EPO) による欧州単一特許の設定や、統一特許裁判所 (UPC) に対する訴訟の提起などがなされているので、それらの最新動向を中心にお知らせする。

EPO は 2023年7月24日に、欧州単一特許に関するダッシュボードを公表した¹。

ダッシュボードによれば、単一特許申請がなされた欧州特許の累計は、開始から約1年が経過した2024年6月4日に約2万9千件となっている。また、去年の6月からの累計で19.4%、2024年に限ると24.1%の欧

州特許において、単一特許申請がなされているとしている。

ダッシュボードでは、欧州単一特許の申請件数、筆頭権利者の居住国、技術分野、言語、登録状況等についての情報を確認することができ、データは毎日更新されている。

データが毎日更新されるため、データを取得するとすぐに古くなってしまいが、6月4日に取得したデータに基づいて、現在の傾向について述べる。

次項の表は、筆頭出願人の居住国に基づき EPO が取得した単一特許申請の国別の件数及びランキングである。主な技術分野と、月に一回更新される上位25位までの出願人の情報を含んでいる。一番右の列は、あくまで参考として、2023年の各国出願人による欧州特許出願の件数に対する、現在までの単一特許申請件数の割合を取得してみたものである。分母は2023年の出願件数であるのに対し、分子は、2023年6月1日~2024年6月4日までの単一特許申請件数であることに留意いただきたい。あくまで、数値の大小を比較する参考値であると捉えていただきたい。

単一特許申請の件数自体は、ドイツ国籍出願人が多く、次に米国籍出願人となっている。他方で、一番右の列の参考値を見ると、米国籍出願人による数値はドイツ国籍出願人に比べてかなり低いことがわかる。その点からも、単一特許申請は、欧州国籍出願人によってより多くの割合でなされているのに対し、欧州域外の出願人 (米国・中国・日本) にはそれほど使われていないことがわかる。

欧州域外の出願人からすると、従来から英独仏での権

¹ <https://www.epo.org/en/about-us/statistics/statistics-centre#/unitary-patent>

順位	出願人国	件数	主な分野	主な出願人 (25位圏内)	参考 件数/2023出願数
1	独	5376	土木8%、その他特殊機械7%、電気機械7%、医療技術7%、計測6%	Siemens AG(479), Fraunhofer(168)	21.5%
2	米国	4250	医療技術 22%、デジタル通信9%、製薬6%、コンピュータ5%	J&J(502), Qualcomm(377)	8.8%
3	仏	1994	医療技術10%、計測7%、土木6%、運輸6%、その他消費財 5%	L'OREAL(126), CEA(64)	18.4%
4	中国	1569	電気機械12%、デジタル通信 11%、医療技術7%、運輸7%、コンピュータ6%	Huawei(169), Lenovo(98)	7.6%
5	スイス	1563	医療技術12%、その他消費財11%、操作・運搬 7%、電気機械6%	Roche(147), Philip Morris(161)	16.6%
6	イタリア	1554	運輸9%、医療技術9%、その他特殊機械7%、土木7%、操作・運搬6.2%	25位以内に無し	30.8%
7	スウェーデン	1348	デジタル通信 19%、運輸13%、土木8%、医療技術7%	Volvo(267), Ericsson(302)	26.2%
8	英国	1168	医療技術14%、計測8%、土木7%、運輸6%、その他特殊機械6%	25位以内に無し	19.7%
9	日本	1032	医療技術 9%、その他特殊機械7%、計測5%、製薬5%、材料5%	MHI(64)	4.8%
10	オランダ	1022	医療技術 11%、その他特殊機械9%、土木7%、操作・運搬 7%、運輸6%	Philips(132)	14.5%

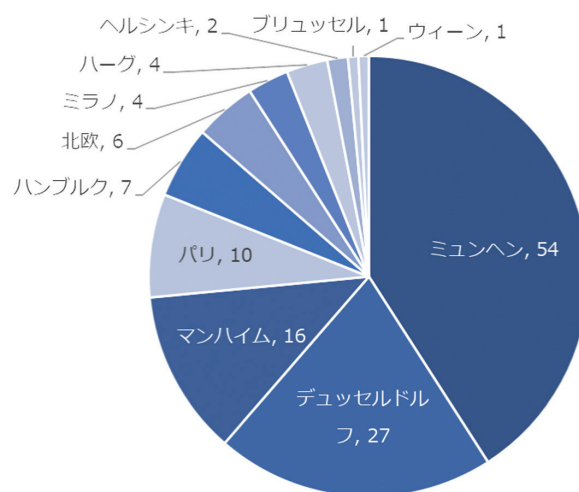
利化が多かったこともあり、英独仏で権利化することを考えた場合、単一効申請をしつつ英国でも有効化しなければならないため、逆に費用が多く掛かってしまう。そのため、単一効申請は控えられているものと考えられる。

主な出願人についてみると、割合などは不明なもの、通信の技術分野に属する出願人による利用が多いように見える。その他にも、医療技術の分野に属する出願において、単一効申請が多いように見える。

欧州単一効特許のメリットは、主に、①既存の欧州特許制度について各国における有効化要件を無しにすることで簡素化し、管理負担を軽減する。②EPO に対するワンストップの手続で全締約国にわたって保護を提供するため、費用対効果が高い。③高額な翻訳要件を削減し、既存の欧州特許制度より安価となる、とされている。より簡易に広い管轄の特許を取得することが可能になり、元々様々な国で権利化していた出願人からすればより安価となる。そのような状況を踏まえると、今後利用する出願人とならない出願人とで二分していくものと考えられる。

侵害訴訟件数の状況は UPC が月ごとに公表しているデータによれば、次の図のとおりである²。

2024年5月末の報告書によれば、侵害訴訟件数は85件、そのうち、63件の侵害訴訟に対し、取消の反訴は165件。取消訴訟件数は39件、仮処分申請件数



は32件である。図を見るとわかる通り、ミュンヘンが一番多く、次はデュッセルドルフ、その次はマンハイムである。元々、欧州における特許訴訟は、訴訟の件数の数え方にもよるが、3分の2近くがドイツでの訴訟とされてきた。その中でも、デュッセルドルフ地方裁判所が一番多く、次がミュンヘン、その次がマンハイムという位置づけであったが、UPCでは、ミュンヘンとデュッセルドルフの順位が逆転している。件数も多いため、元々デュッセルドルフ高等裁判所に所属し、UPCミュンヘン中央部の裁判長であったUlrike Voß判事と、デュッセルドルフ地方裁判所の裁判長であったDaniel Voß判事が、UPCのミュンヘン地方部におけるPanel 2を構成するとのニュースがUPCより公表されている。

² https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_documents/Case%20load%20of%20the%20Court_end%20May%202024_final.pdf

3 欧州委員会による一連の規則案

欧州委員会は、2020年11月に知的財産に関する行動計画を採択し、公表している。昨年公表された一連の規則案は、基本はこの行動計画に基づいて進められてきたものである。実際の規則案の概要や議論の進捗状況について、以下順番で紹介する。なお、欧州連合における立法手続きは、通常立法手続きと特別立法手続きとに大別されるが、最も一般的に使用される立法手続きは通常立法手続きである。通常立法手続きにおいては、欧州議会とEU理事会が、欧州委員会が提案した法案を審議し、必要に応じて修正を行い、合意する。そのため、通常立法手続きにおける法案の成立には、欧州議会と閣僚理事会の合意が必要となる。

なお、主なニュースとしては、手工芸品・工業製品の地理的表示に関する規則、意匠保護に関する法律を近代化するための提案、強制実施権に関する規則案、補充的保護証明書に関する規則案、新ゲノム技術で生産された植物に関する規則案、標準必須特許（SEP）に関する規則案があるが、紙面の都合上、上記の下線を引いた規則案について紹介することとする。

(1) 強制実施権に関する規則案

欧州委員会は、2023年4月27日、企業、特に中小企業（SMEs）が発明を最大限に活用し、新技術を活用し、EUの競争力と技術主権に貢献するための一連の規則案として、強制実施権、標準必須特許（後述）等を発表した。

背景は、多くのバリューチェーンがEU全域で展開されているにも関わらず、27カ国の強制実施権制度がバラバラに存在すること、COVID-19パンデミックの際にEU全域での強制実施権の設定の必要性が検討されたこと、単一市場緊急措置、HERA規制、チップス法などの既存のEU危機管理手段を補完し、危機の際に関連製品にアクセス可能とすることである。

対象とする知的財産権は、特許、実用新案及び補充的保護証明書（第2条）としており、欧州委員会は、危機モードが発動された場合に（例えば単一市場緊急措置の緊急モードが発動）、EU強制実施権を付与することができる（第4条）。

欧州委員会は、諮問機関の意見、権利者及び被許諾者

の権利及び利益等を考慮して、要件が満たされる場合に実施法によって付与する（第7条6項）というものである。

本規則案は、2024年3月13日に、欧州議会の本議会にて、賛成多数（賛成：484票、反対：121票、棄権：20票）で採択されたが、様々な修正がなされている。

例えば、EU強制実施権を付与する際の条件であるEUの危機もしくは緊急事態を明確化（第1条、第3条等）し、権利者と被許諾者との間の自発的合意の期間を4週間に設定した（第1条、第4条）。また、「危機関連製品」について、「強制実施権の付与が、当該製品またはプロセスの十分かつ適時の利用可能性および供給を確保する唯一の手段である」ことなどを明確化（第3条）している。

強制実施権の設定にあたっては、欧州委員会が決定するものの、欧州委員会が設置する「特別諮問機関（国内法に基づいて国内強制実施権を付与する権限を行使する各加盟国の機関および団体の代表で構成）」の意見を最大限尊重する旨を明確化（第6条、第7条）した上で、厳格に必要な場合、欧州委員会は、権利者の営業秘密の開示を要求する旨が追加（第13a条）されている。営業秘密の開示を要求する場合、営業秘密の開示に先立ち、被許諾者に対し、あらゆる適切な措置を講じるよう命ずる（第13a条）こととしており、欧州委員会が営業秘密の開示の要求をする場合には、特別諮問機関に諮問する（第13a条）こととしている。

現在、EU理事会で議論されているが、執筆時点では欧州議会選挙がなされているため、議会が実際に始動するまでは議論は中断するとみられる。また、欧州議会選挙の結果が本規則案にどのような影響を与えるのかについては現時点では不透明である。

(2) 新ゲノム技術（New Genomic Techniques: NGT） で生産された植物に関する規則案³

欧州議会は、2024年2月7日、同日の本議会にて、2023年7月に欧州委員会により提案された新ゲノム技術（New Genomic Techniques: NGT）で生産された植物に関する規則案について、NGT植物に関して特許の保護対象から除外する条項が追加された修正案に対する立場を

3 REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on plants obtained by certain new genomic techniques and their food and feed, and amending Regulation (EU) 2017/625

採択（賛成：307票、反対：263票、棄権：41票）した。

欧州においては、遺伝子組換え作物を食品関係に使用するには、欧州委員会等において認可を受ける必要があるが、2018年の欧州司法裁判所（CJEU）の判決（C-528/1610）により、原則NGTにより生産された植物も、既存の遺伝子組換え作物に関する規則の適用を受けるとされた。

その後、欧州委員会は、ゲノム編集技術などの新しいゲノム技術について、EU内外の様々な機関に対して情報収集を行い、従来の遺伝子組換え作物に関する規則はNGT植物には適していないと結論づけた（2021年）。

近年は、農作物の不足が欧州で大きな話題となり、NGT植物に対する規制緩和の声が大きくなっていることもあり、欧州委員会は、NGT植物の規制緩和を目的とした規則案を提案した（2023年7月）。欧州委員会の提案段階では、NGT植物と特許に関する条項は含まれていなかったが、農家や育種家による、NGT植物へのアクセスを確保する必要性について懸念の声が挙げられていたことを受け、2024年1月に欧州議会の環境・公衆衛生・食品安全委員会で採択された修正案において、NGT植物を特許の保護対象から除外する条項（第4a条⁴）が追加された。

プレスリリースにおいて、欧州議会は「欧州議会は、（特許による）法的不確実性、コスト増、農家や育種家の新たな依存を避けるため、すべてのNGT植物、植物材料、その一部、遺伝情報およびプロセスが含む特徴に対する特許の全面禁止を望んでいる。また、欧州議会は、2025年6月までに、特許が育種家や農家の多様な植物生殖材料へアクセスに与える影響に関する報告書と、それに応じて知的財産権に関するEU規則を更新するための立法案を提出することを欧州委員会に求めている。」としている。

欧州では、バイオ指令⁵を受けて、植物若しくは動物を作り出す本質的に生物学的方法及びそれによって生産された物自体も特許保護の対象外とされていた。本規則案が成立した場合には、NGT植物、植物材料、その一

部、遺伝情報およびプロセスが含む特徴については、特許を受けることができないこととなり、その範囲も非常に広い。また、現時点では、特許の保護対象から除外される条項のみが記載されているが、無効や取消理由となるのか、EPOはどのように対応するのか、施行日以後の出願のみが対象となるのか、など不明な点も多い。今後、EU理事会で審議されることになるが、欧州の関連企業からは反対の声が挙げられており、今後の動向を注視する必要がある。

（3）SEPに関する規則案

背景は、現在の制度は、長年にわたり、透明性、予見可能性の欠如により、長引く紛争や訴訟に悩まされてきたとしており、2020年の知的財産行動計画において、「欧州委員会は訴訟に頼るのではなく、誠実な交渉を奨励する、より明確で予見可能な枠組みの必要性を強調した。」としている。提案したSEPライセンスの枠組みは、SEPポートフォリオ、累積ロイヤリティ（複数の保有者の特許が関係している場合）に関してさらなる透明性を提供し、当事者がライセンスのFRAND条件について合意するための、より効率的な手段を可能にするものである、と述べている。

本規則案は、公表前にリーク文書が流れるなど、多数の利害関係者の注目を集めていたものである。標準必須特許に関しては、従来からSEP保有者とSEP実施者との見解に隔たりが大きく、何らかの強制力のあるルールを提示することは、いずれの立場の関係者から見ても批判にさらされることは明らかであったといえる。

その後、欧州議会では、2024年3月13日に、本議会にて、強制実施権の規則案に対する立場を賛成多数（賛成：484票、反対：121票、棄権：20票）で採択した。

①欧州連合知的財産庁(EUIPO)にコンピテンスセンター(CC)を設置

EUIPOにCCを設置し、CCは、3条に記載される通り、①SEPの登録、②必須性判断のシステムを設定・管理、③FRAND決定のプロセスを設定・管理の他、累積ロイヤリティ決定の管理や情報収集等の機能を担うこととしている。

②SEPの登録

SEP保有者に対し、標準に関する情報やSEPについ

4 Article 4a Exclusion from patentability NGT plants, plant material, parts thereof, genetic information and the process features they contain shall not be patentable.

5 DIRECTIVE 98/44/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 6 July 1998 on the legal protection of biotechnological inventions



ての CC への情報提供などの他、登録簿に対する SEP の登録を義務付けている。特に、SEP 保有者が SEP を期限内に登録されていない場合は、その SEP に基づいて、訴えを提起する権利を有しない（第 24 条 1 項）。また、過去の契約には影響を及ぼさない（欧州議会の修正で追加）。

③ 必須性判断

CC は、本規則が発効してから 18 月以内に定められる実施法に基づく評価者及び調停人の要件（26 条 5 項）に基づいて、公平で経験やスキルを持った評価者及び調停人を選定する（第 27 条）。評価者は、登録簿に登録された SEP（とされているもの）について、標準に必須であるか否かを判断する（第 28 条 2 項）。CC は、各標準に関して SEP 保有者が登録した SEP における標準必須特許の割合（SEP 保有者が SEP として登録した特許のうち、どの程度が標準必須と判断されたか）を算出するのに統計的に優位な数を毎年サンプルとして選択する（第 29 条 1 項）。評価者は、必須性判断結果が不正確である可能性があると感じる十分な理由がある場合は、必須性判断の結果を再検討する権限を有する（第 29 条 4a 項、欧州議会の修正で追加）。SEP 保有者及び実施者は必須性判断を受ける SEP として最大 100 件の SEP を毎年自主的に提案ができる（第 29 条 6、7 項）。

④ FRAND 決定

登録簿が作成された標準に関する SEP のライセンスについての FRAND 決定（FRAND 条件を評価し決定）は、裁判所の手続が開始される前に、SEP の保有者により、または実施者により CC に書面を提出することで開始され（第 34、第 36 条）、調停人が FRAND 決定を行う（第 26 条）。FRAND 決定が終了した後は、仮処分、予防措置、是正措置等の措置が利用可能となる（第 34 条 5 項）。FRAND 決定の期間中は、①金銭的性質を有する仮処分の申請や、② FRAND 決定に賛同し決定に従うことを約束した側の当事者による裁判手続は可能である（第 38 条 3、4 項）。また、③ 第三国への訴訟手続が一方当事者により開始された場合、調停人又は調停人が任命されていない場合には、CC は他方当事者側からの請求により FRAND 決定を終了させるものとする（第 47 条 2 項）。調停人は、FRAND 決定後、書面による報告を行う（第 57 条）。

今後 EU 理事会で議論されるが、欧州議会選挙の結果を受けて、欧州議会にてフォローアップされる予定であるとされている。

4 EPOの動向

EPO については、様々な動向があるが、ここでは紙面の都合上、Deep tech finder と、欧州発明者賞に絞って紹介する。

① Deep tech finder

EPO は、Deep tech finder⁶ という地図上に欧州特許出願をしているスタートアップを配置したツールを公表している。特に、国やスタートアップのステージ、産業や特許の技術分野により絞り込みを可能としていること、技術動向調査で検討した分類等を利用可能としていること、Dealroom というスタートアップの資金調達などの情報を集約したデータベースや各社のホームページにもアクセス可能としている点などが特徴である。

既に日本企業からの様々な問い合わせもあるなど、かなり注目されているツールである。既に欧州企業がスタートアップとの連携に本ツールを使って成功したとの話も聞いており、そのような事例が増えれば、本ツールに掲載されるために欧州特許出願を検討するような企業が出てきてもおかしくないほどのインパクトを与えていると感じている。

② 欧州発明者賞 2024 のファイナリストを発表

EPO は、2024 年 5 月 16 日、欧州発明者賞 12024（European Inventor Award 2024）にノミネートされた 12 のファイナリストを発表し、ポピュラー賞のオンライン投票を開始した旨、ニュースリリースにて公表した。本ニュースリリースによれば、今回公表されたファイナリストは、「産業」、「研究」、「中小企業」、「非 EPO 加盟国」の 4 部門であり、フランス、フィンランド、ドイツ、アイスランド、イタリア、マルタ、ポーランド、スウェーデン、ブラジル、日本及び米国から各部門 3、合計 12 の発明者又は発明者チームである。「非 EPO 加盟国」部門のファイナリストとして、日本の佐川真人氏（会社：NDFEB 株式会社、発明：ネオジウム磁石）がノミネートされた。その後、7 月 9 日にマルタで開催された授賞式にて佐川真人氏がその多大な功績が認められ見事受賞となった。

6 https://datavisualisation.apps.epo.org/datav/public/dashboard-frontend/host_epoorg.html#/explore?dataSet=1

5 EUIPO の動向

EUIPO では、模倣品対策を中心に様々な調査報告や取組みを公表しているが、特に注目すべきは①今後の業務拡大と、②「EBSI-ELSA」に係る動きである。①については、標準必須特許に係る業務の追加（コンピテンセンター、SEP の登録、FRAND 決定）の他、手工芸品・工業製品の地理的表示に関する業務の追加、補充的保護証明書に係る業務の追加等が見込まれている。従来は、模倣品や特許出願の補助金なども担当しており、主に意匠と商標に業務がメインであるというイメージを有していたが、上記の業務が加わることによって、従来は EPO が主として担当していた特許に関する業務が大幅に加わることになる。また、②は、欧州ブロックチェーン・サービス・インフラストラクチャーを利用したグローバル・サプライチェーン内の製品に関する欧州物流サービス認証イニシアティブの名を「EBSI-ELSA」と命名し、ブロックチェーン技術を利用した安全な環境下で、サプライチェーン参加者間の情報共有を促進することにより、製品の真正性を確保することを目的とするものである。

2024 年までに、サプライチェーンに関わるすべての関係者間（EU の知的財産庁、政府、税関当局、製造業者、輸送・物流業者、仲介業者、小売業者等）で知的財産の真正性管理を同期させることを目標としており、日本企業にとっても本仕組みがどの程度ワークするのか、負担は生じるのかなど、注目すべき部分は多いと考えている。

6 おわりに

JETRO デュッセルドルフ事務所では、様々な国、地域、機関にて、様々な言語で公表される動向のうち、日系企業の皆さんが迅速に対応するための一助となれるよう、ウェブサイトにて「欧州知的財産ニュース」を提供する他、メールマガジンによる情報発信も行っている。また、2 年前より、メールマガジンの末尾に、職員のメッセージも付け加えるようにする取組を開始している。たまたまこのメッセージに対するコメントを頂くことがあり、とても嬉しく感じている。

また、最新の知財に関する情報などを調査した結果

についても、以下のページに掲載するなど、様々な取組を行っている。もちろん、欧州 IPG メンバーに限らず、日ごろから様々な相談や質問についても受け付けているため、以下のページにある「お問い合わせ」欄から遠慮なくご連絡いただければ幸いである。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>